

令和8年度より「子ども・子育て支援金」が始まります

子ども・子育て支援金制度とは

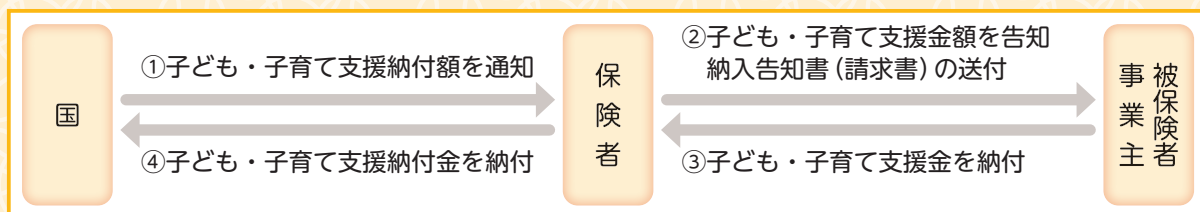
子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を**全世代・全経済主体**が支える**新しい分かち合い・連帯の仕組み**です。

いつから

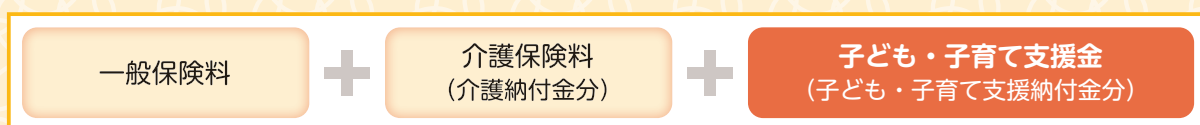


開始時期について

- 子ども・子育て支援金は**令和8年4月分保険料(5月納付分)**より一般保険料・介護保険料と合わせて徴収されます。



- 納入告知書(請求書)には、**第3の費目**として子ども・子育て支援金が追加されます。



※健保組合は、子ども・子育て支援金の**代行徴収的な**位置付けになります。

何に使う



支援金の使途は

- 支援金を財源として、国が**こども未来戦略「加速化プラン」**の取り組みを実施します。
- 加速化プランとは、わが国の**少子化対策を促進**するために、児童手当の拡充等の給付を拡充するなど、さまざまな施策のことです。

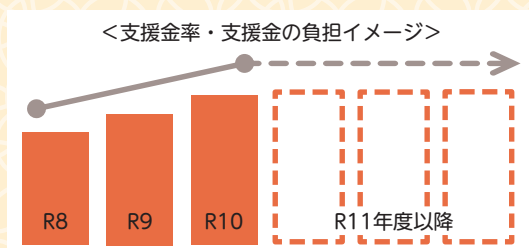
<加速化プランの施策>

- 妊婦のための支援給付 ● 出生後休業支援給付率の引き上げ ● 育児時短就業給付 等

いくら支払う



どの程度の負担額が



1人当たり負担額・イメージ

(標準報酬月額×支援金率=毎月の負担額)

例) 標準報酬月額が30万の場合

$$30\text{万円} \times 0.4\% = 1,200\text{円/月}$$



<各年度における支援納付金の総額>

R8年度…約6,000億円 → R9年度…約8,000億円 → R10年度…約1兆円

- 負担率(支援金率)は、令和8年からスタートし、令和10年度には**0.4%程度**に段階的に上がることが想定されます。
- ただし、国が令和10年度に支援納付金の最大規模を決めているため、今後、健康保険料や介護保険料のように**右肩上がり**で増え続けることはありません。
- 健保組合と協会けんぽには、国が一律の支援金率を示すこととなっています。